

高知県中小企業等デジタル化促進事業費補助金交付要綱新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県中小企業等デジタル化促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第23条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和3年3月23日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、<u>令和7年5月31日限り</u>、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第4号、第9条第3項、第10条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和6年3月21日から施行する。</u></p> <p>別表第1～第2（略）</p>	<p style="text-align: center;">高知県中小企業等デジタル化促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第23条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和3年3月23日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第4号、第9条第3項、第10条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則（略）</p> <p>別表第1～第2（略）</p>